



こんにちは

No.49 2011.9.11

文京区議会議員

37歳

日本共産党

金子てるよし です

JCP 文京 青年・雇用・子育て相談室長



連絡先

小竹ひろ子事務所 文京区白山 1-26-18 桜井ビル 2階 ☎3815-9301

日本共産党文京区議団控室 文京区春日 1-26-21 区役所内 ☎5803-1317

「絶対高さ制限」説明会

「これ以上高い建物はいらぬ…」など活発な質疑応答



区主催の「絶対高さ制限」の説明会が開催され活発な質疑応答がなされた。(三日ふれあい館は約三〇名、四日シビックセンターでは約五〇名。私はふれあい館の方に参加しました)

「第一次素案」では地域ごとの建築物の高さ制限のメーター数制限値と特例を示しています。高さ制限の導入は、日照を奪い、風害をもたらす、地域コミュニケーションを解体するなど住環境を一変させてきたまちづくりを転換する上で積極的な意義を持っています。問題は今回の素案が住民の要

望にそい、マンション紛争等実際に問題になった「高さ」を是正する内容になっているかどうかです。
意見を紹介します
なぜ今「高さ制限」を導入するのか。
本来「高さ制限」とは、一〇階超のマンション計画で起きて来た近隣との軋轢を無くす為のものと
思うが、素案は現状追認で「高さ」の根拠もわからない。住民の目線に立てば「高さ」はもつと低く設定されるべき。(不通り沿いは)七階程度が妥当だと思う。
根津一丁目では「一時

中断」している二八階建の計画がある。とんでもない計画で、こうした開発を助長させないことが大事。宅地の制限値も二

二mではなく一〇m位が妥当だ。
不通り沿いが四七m、後ろの住宅街では二mという制限では、区民の意見をもとにした「根津のまちづくり計画」で「ヒューマンスケールのまち並み景観の保全、下町情緒と調和する建替えの誘導、下町風情ある景観と防災性の両立」を基本方針としているのと整合性が無いではないか。



高い建物が建ち並び不通り沿いの地域。ふれあい館は19・46m屋上階の床面、エレベータ機械室まで含むと24・93m。根津駅前の一四階建ての建物は42・4mです。

国の規制緩和に誘導されて高い建物がつくられてきた。(この流れを断ち切つて)制限値を設定しない限り下町の界限性は守れない。

私はこう考えます

区の素案の「制限値」は現在の法的基準の枠内で設定されています。従って、「この建築計画では高すぎる。低くして欲しい」という声に応えるものには基本的になっていないのではないのでしょうか。茅ヶ崎市や尼崎市では地域ごとの紛争事例をもとに、住民が「階建なら許容できる」という声を反映した「制限値」を導入している自治体もあるそうです。素案を新聞折込したわずか2日後に説明会を設定する広報のやり方も改善が必要です。説明会や添付のはがきで皆さんの意見や要望を出していただかないと区の提案どおりの計画で実施される可能性もあります。

◎ちよつと寄り道(48)

女性の地位向上のために様々な啓発活動を継続されている文京区女性団体連絡会のみなさんが、懇談会「新人議員は語る」を開催され八人の新人議員とともに発言させていただきました。三分間での発言は良い勉強になりました。新議員への期待がよせられ、改めて身の引き締まる思いです。

